

平成 22 年 3 月 2 日  
消 費 者 庁

## 特定商取引法に基づく行政処分について

本日、九州経済産業局が特定商取引法に基づく行政処分を実施しましたので公表します。

本件は、特定商取引法第 69 条第 3 項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた九州経済産業局長が実施したものです。

平成22年3月2日  
九州経済産業局

特定商取引法違反の電話勧誘販売業者3者に対する  
業務停止命令（3か月）及び指示について  
～3者が一体となって架空の名称で行っていたビジネス教材の二次被害～

九州経済産業局は、資格教材を販売している電話勧誘販売業者である**株式会社ベストメディア**（本社：福岡県福岡市）、**株式会社ウイング**（本社：愛知県一宮市）及び**プランニングゾーン・ゼロこと三田村高志**（本社：福岡県福岡市）に対し、特定商取引法違反行為を認定し、同法第23条第1項の規定に基づき、本年3月3日から6月2日までの3か月間、3社の電話勧誘販売に関する新規の勧誘、申込み受付及び契約の締結を停止するよう命じました。

また、併せて3社に対し同法第22条の規定に基づき、営業員があたかもかつての契約に関連する何らかの義務が存在し、その義務を終了させるためには教材を購入しなければならないと告げたことがあるが、それは虚偽である旨、当該資格教材を販売した者に対し通知し、その結果について九州経済産業局長あて報告することを指示しました。

認定した違反行為は、不実告知、威迫・困惑、再勧誘、迷惑勧誘、勧誘目的等不明示及び契約書面の虚偽記載です。

なお、本処分は、特定商取引法第69条第3項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた九州経済産業局長が実施したものです。

1. 株式会社ベストメディア、株式会社ウイング及びプランニングゾーン・ゼロこと三田村高志（以下「本件事業者」という。）は、ヒューマンネット学院という架空の名称を用い、当該販売事業の中で株式会社ベストメディアは、契約事務、本件教材の発送業務、経理事務等を担当し、株式会社ウイングは、電話による勧誘等を担当し、また、プランニングゾーン・ゼロこと三田村高志は、自社の事業所をヒューマンネット学院の住所として表示し、消費者からの申請書、解約通知書等を受けとり、他の本件事業者に回付する業務を担当するなど、それぞれが事業の役割分担を行い、過去に資格教材を購入したことのある消費者に電話をかけて、本件事業者が一体となって行政書士又は初級システムアドミニストレータの試験のための教材の電話勧誘販売を行っていました。
2. 認定した違反行為は以下のとおりです。
  - (1) 本件事業者は一体となって、電話勧誘販売に係る本件教材の売買契約の締結について勧誘するに際し、あたかも過去の契約に関連して本件教材を購入する義務があ

るかのような不実を告げていました。

- (2) 本件事業者は一体となって、電話勧誘販売に係る本件教材の売買契約を締結させるため、「あなたが、継続か終了の手続きをしないと云うのなら、法的手段に訴えます。」「払っていただかなければいけないのですが、払えないというなら、給料や自宅を差押えということになります。」などと告げるなど、電話勧誘顧客を威迫し困惑させていました。
- (3) 本件事業者は一体となって、電話勧誘販売に係る本件教材の売買契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、さらに、その電話で引き続いて勧誘を続け、又は再び電話をかけて勧誘していました。
- (4) 本件事業者は一体となって、本件教材の売買契約について勧誘するに際し、消費者の勤務先に電話をかけ執拗に勧誘を続けるなど、電話勧誘顧客に対し迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をしていました。
- (5) 本件事業者は一体となって、電話勧誘販売をしようとするときにその勧誘に先立って、その電話の目的が本件教材の売買契約の締結について勧誘するためのものである旨を告げていませんでした。また、その勧誘に先立って、販売業者の名称について「ヒューマンネット学院」という架空の名称を告げ、また、その勧誘を行う者の氏名についても偽名を告げていました。
- (6) 本件事業者は一体となって、電話勧誘顧客と本件教材の売買契約を締結した際に交付している当該売買契約の内容を明らかにする書面に、架空の販売業者名を記載し、正式な販売業者の名称及び法人の代表者名を記載していませんでした。また、売買契約の締結を担当した者の氏名も記載していませんでした。

**【本件に関する問い合わせ先】**

消費者庁消費者情報ダイヤル	電話	03-3507-9999
北海道経済産業局消費者相談室		011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

## ヒューマンネット学院の事業に係る関係3事業者に対する行政処分の概要

### 1. 事業者の概要

#### (1) 各事業者の概要

##### ① 株式会社ベストメディア

代表者：代表取締役 島 豊（しま ゆたか）

所在地：福岡市南区那の川一丁目14番1号 テクニカル電子ビル4階

資本金：1000万円

設立：平成5年6月4日

業務内容：衣類、健康食品などの通信販売

電子ブレンダーなどのエコ商品の訪問販売等

##### ② 株式会社ウイング

代表者：代表清算人 小塩 薫（こしお かおる）

所在地：愛知県一宮市本町二丁目3番2号 イトカンビル3階（平成21年12月18日付けで登記簿上の所在地「三重県鈴鹿市南堀江一丁目7番30号 コーポ田中A棟1-C」に移転。）

資本金：300万円

設立：平成20年4月1日

業務内容：書籍の販売

##### ③ プランニングゾーン・ゼロこと三田村高志

代表者：代表 三田村 高志（みたむら たかし）

所在地：福岡市中央区長浜一丁目2番6号 天神スカイマンション604号室

業務内容：広告代行業など

#### (2) 取引形態：電話勧誘販売

#### (3) 商品：資格教材

①「行政書士」

②「初級システムアドミニストレーター」

価格：①②共に53万8千円、54万6千円を提示

### 2. 取引の概要

株式会社ベストメディア、株式会社ウイング及びプランニングゾーン・ゼロこと三田村高志（以下「本件事業者」という。）は、ヒューマンネット学院という架空の名称を用い、当該販売事業の中で株式会社ベストメディアは、契約事務、本件教材の発送業務、経理事務等を担当し、株式会社ウイングは、電話による勧誘等を担当し、また、プランニングゾーン・ゼロこと三田村高志は、自社の事業所をヒューマンネット学院の住所として表示し、消費者からの申請書、解約通知書等を受けとり、他の本件事業者に回付する業務を担当するなど、それぞれが事業の役割分担を行い、過去に資格教材を購入したことのある消費者に電話をかけて、本件事業者が一体となって行政書士又は初級システムアドミニストレータの試験のための教材の電話勧

誘販売を行っていた。

### 3. 行政処分の内容

#### 1) 業務停止命令

##### (1) 内容

特定商取引法第2条第3項に規定する電話勧誘販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ①電話勧誘販売に係る売買契約の締結について勧誘をすること。
- ②電話勧誘販売に係る売買契約の申込みを受けること。
- ③電話勧誘販売に係る売買契約を締結すること。

##### (2) 停止命令の期間

平成22年3月3日から平成22年6月2日（3か月間）

#### 2) 指示

株式会社ベストメディア、株式会社ウィング及びプランニングゾーン・ゼロこと三田村高志の3者が一体となって行っていた電話勧誘販売により本件教材を購入した者に対し、「ヒューマンネット学院と称する者の営業員が、あたかもかつての契約に関連する何らかの義務が現在も存在し、その義務を終了させるためには教材を購入しなければならないと告げていたことがあるが、それは虚偽である。」旨を平成22年4月1日までに通知し、同日までに通知結果について九州経済産業局長に報告すること。

### 4. 行政処分の原因となる事実

#### (1) 契約の締結を必要とする事情に関する不実告知（特定商取引法第21条第1項第6号）

本件事業者は一体となって、電話勧誘販売に係る本件教材の売買契約の締結について勧誘するに際し、「あなたは、○年○月○日、○社と通信教育の契約をしていますね。その時の契約がまだ続いていますので、新しい教材を購入するか、終了の手続きをするか、どちらかをしなければなりません。」「資格を取らず勉強を途中で終わらせているので、教材の続きがまだ残っています。お金を払ってもらわないといけないんですよ。」「レポートが1枚しか提出されていないので契約が終了していません。終了するには、新たに56万円くらいの教材を買ってやり直さなければなりません。」などと、あたかも過去の契約に関連して本件教材を購入する義務があるかのように告げていた。

#### (2) 威迫・困惑（特定商取引法第21条第3項）

本件事業者は一体となって、電話勧誘販売に係る本件教材の売買契約を締結させるため、「あなたが、継続か終了の手続きをしないと言うのなら、法的手段に訴えます。」「50数万円払ってもらわないといけないんですが、払ってもらえない場合は、出るところに出なければならないこととなります。裁判などの形を取らせていただきます。」「払っていただかなければいけないのですが、払えないというなら、

給料や自宅を差押えということになります。」などと告げるなど、電話勧誘顧客を威迫し困惑させていた。

(3) 再勧誘（特定商取引法第17条）

本件事業者は一体となって、電話勧誘顧客が「以前の講座については、代金を全て支払っているし、新しい契約はしません。講座は終了します。」などと電話勧誘販売に係る本件教材の売買契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、さらに、その電話で引き続いて勧誘を続け、又は再び電話をかけて勧誘していた。

(4) 迷惑勧誘（特定商取引法第22条第3号、同法施行規則第23条第1号）

本件事業者は一体となって、本件教材の売買契約について勧誘するに際し、消費者の勤務先に電話をかけ執拗に勧誘を続けるなど、電話勧誘顧客に対し迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をしていた。

(5) 勧誘目的等の不明示（特定商取引法第16条）

本件事業者は一体となって、電話勧誘販売をしようとするときにその勧誘に先立って、電話勧誘顧客に対し、「以前、あなたはシスアドの教材を購入していますね。」「以前、あなたが契約されていた会社の代理会社です。契約は、講習を受けに行って、教材を受け取って代金を支払うようになっています。講習の時の教材代金の未払いがまだ残っているので、未払い金を支払ってください。代金は50万円くらいです。」などと告げるだけで、その電話の目的が本件教材の売買契約の締結について勧誘するためのものである旨を告げていなかった。また、その勧誘に先立って、販売業者の名称について「ヒューマンネット学院」という架空の名称を告げ、また、その勧誘を行う者の氏名についても偽名を告げていた。

(6) 契約書面の虚偽記載（改正前特定商取引法第19条第1項）

本件事業者は一体となって、電話勧誘顧客と本件教材の売買契約を締結した際に交付している当該売買契約の内容を明らかにする書面に、架空の販売業者名を記載し、正式な販売業者の名称及び法人の代表者名を記載していなかった。また、売買契約の締結を担当した者の氏名を記載していなかった。

## 5. 勧誘事例

### 【事例1】

平成21年5月、勧誘員Xは、消費者Aの職場にJ社の管理をしているヒューマンネット学院のLと偽名を名乗り電話をかけ、「あなたは、〇年〇月〇日、J社と通信教育の契約をしていますね。」と言って話し始めた。そしてXは、「その時の契約がまだ続いていますので、新しい教材を購入するか、修了の手続きをするか、どちらかをしなければなりません。修了するなら、講座の1年間の教材費53万8千円が必要になります。継続するなら、それ以上の費用がかかります。」と告げた。Aは「以前の講座については、代金を全て支払っているし、新しい契約はしません。講座は終わりにします。」とはっきりと断ったが、Xは、「あなたが代金を払って終わったと思っているのは、教材の分だけです。あなたは、今まで講座を全く受けていないので、その部分の契約は終わっていな

いのです。」「あなたが継続か修了の手続きをしないと云うのなら、法的手段に訴えます。」と告げた。これに対し、Aが、「はあ。」とか「はい。」などとしか言えないでいると、Xは、「では、書類を送りますから、必要事項を記入して返送してください。」と告げ、電話を切った。Aは、今後、書類が送られてきたり電話があったりした場合どうすればいいのかとても不安になった。2日後届いた書類には、Xが関係があると言っていたJ社の名前はどこにもなく、担当者の名前も書かれていなかった。

## 【事例2】

平成21年3月、勧誘員Yは、消費者Bの自宅にヒューマンネット学院のMと偽名を名乗り電話をかけ、「以前、あなたはシスアドの教材を購入していますね。」と言って話し始めた。そしてYは、「あなたが契約したシスアドの契約は、本当はまだ続いていますよ。資格を取らず勉強を途中で終わらせているので、教材の続きがまだ残っています。お金も払ってもらわないといけないんですよ。」「50数万円払ってもらわないといけないんですが、払ってもらえない場合は、出るところに出なければならぬこととなります。裁判などの形を取らせていただきます。」と半ば脅すようなことを告げた。BはYの話を聞きながらドキドキしてきた。Bは10年くらい前、初級システムアドミニストレータの教材を購入し、資格を取らないで今もそのままにしていたので、Yの告げたことをすっかり信じてしまい、「購入しなければいけない教材が残っていたのですね。代金は払います。」と言ってしまった。2日後、送られてきた書類を見たBは、金額が50数万円と大きいし、10年も前の契約に関する事なので、何となくおかしいと思い、消費生活センターに相談し、契約解除の通知を出した。

## 【事例3】

平成21年2月、勧誘員Zは、消費者Cの職場にヒューマンネット学院のNと偽名を名乗り電話をかけ、「Cさんは、以前情報処理の教材を購入されて勉強されてましたよね。」と言って話し始めた。Cは、確かに10年くらい前に教材を購入して勉強していた時期があったが、ヒューマンネット学院という会社名は聞いたことがなかったので、「私は、お宅の会社は知りませんよ。」と言うと、Zは、「管理センターのM（勧誘員Y）に代わります。」と告げ、次に電話に出たYは、「管理部のMと言います。Cさんは、以前契約されていた情報処理の勉強はどうなっていますか。」などと告げた。Cが、「教材を買った当時は勉強をしていましたが、仕事が忙しくなって勉強するのをやめました。」と答えると、Yは、「レポートが1枚しか提出されていないので契約が終了していません。終了するには、新たに56万円くらいの教材を買ってやり直さなければなりません。そうすれば、退会できますし、勧誘もなくなります。支払いはクレジットでもいいですよ。」と告げた。Cは、どう考えてもヒューマンネット学院という会社に心当たりがなかったので、「お宅の会社は記憶にありません。」と言うと、Yが、「あなたが提出したレポートが1枚うちにあります。ちゃんとあるから見せますよ。」などと何度も執拗に告げたので、Cはそうだったのかなと思うようになった。しかし、Cは、以前購入していた教材代金の支払いはすでに終わっていたので、「前の教材代金の支払いは終わっています。勉

強を続けるかやめるかは私の勝手でしょう。」などと言うと、Yは、「段階的にレポートを提出してもらうような契約になっています。Cさんは、レポートを1枚提出されただけで、その後は提出されていませんので、まだ契約が続いています。」などと執拗に告げるばかりだった。Cは、10年前の契約であり、すでに契約書などもなく、確認することができなかったのと、会社にかかってきた電話だったので、長電話をしていると会社に迷惑がかかると思い、仕方なく、「書類を送ってくれ。」と言って契約することを承諾してしまった。

#### 【事例4】

平成21年1月、勧誘員Yは、消費者Dの勤務中にヒューマンネット学院のMと偽名を名乗りDの携帯電話に電話をかけ、教材の販売についての話だとは何も言わず、「契約が切れますけど、教材が送られてきましたか。」と言って話し始めた。Dは、3年くらい前に契約したパソコン入力業務とアフィリエイトの契約がちょうど切れる時期だったので、その話だと思い、「いえ、何も送られてきていません。もう継続しませんので退会をお願いします。」と答えた。するとYは、「継続しないのであれば、今までの教材費を払ってもらわなければなりません。教材は、初級システムアドミニストレータのテキストで代金は50万円くらいです。」と告げた。それを聞いて、Dは、3年前、パソコン入力とアフィリエイトの契約をした時に話があるのなら分かるが、何で、契約が終わる頃になってそんな話があるのだろう、と不審に思った。しかしYは、「皆さん、継続しない場合には払ってもらっているのです、Dさんだけが払わなくていいというわけにはいきません。」と告げた。Dは、教材費として50万円を支払うのには納得がいかなかったが、以前の契約がどういう内容だったのか詳しく覚えていなかったもので、強くは言えず、「50万円なんて、そんなお金ないから払えないですよ。以前の契約に、50万円もする教材を買わなければいけないという内容が含まれていたかどうか確認したいので、一旦電話を切って、契約書をもう一回見てみます。」と言ったが、Yは、電話を切らせず、「そういうことではなくて、返事してもらわないと困るんですよ。」などと告げ、さらに、「一遍に払えないのであれば、2回に分けて払ってもいいですよ。」と告げた。それでもDが、「払えないですよ。」と何度も断ると、Yは、「払っていただかなければいけないので、払えないというなら、給料や自宅を差押えということになります。」と強い口調で告げた。Dは、給料や自宅の差押えなどということになったら大変だと思い、Yが「〇月〇日に13万8千円、〇月〇日に残りの40万円を振り込んでもらえばいいです。」と告げたことに対して、仕方なく「じゃ、それでいいです。」と言ってしまった。2日後送られてきた書類には行政書士と書かれおり、Yが電話でシステムアドミニストレータと言っていたことと違っていたので、どうしてもおかしいと思ったDは、消費生活センターに相談した。

#### 【事例5】

平成21年3月、勧誘員Wは、消費者Eの自宅にヒューマンネット学院の〇と名乗り

電話をかけ、いきなり「以前に契約したシスアドのことについてですが、その後どうなりましたか。」と言って話し始めた。Eは、Wが勧誘目的を言わなかったので、何のことかさっぱり分からず、しばらく考えていたが、話の中で「契約は続いています。」「検定に受からなくてははいけません。」「契約が途中になっているので、まだ教材がこちらの手元にあります。」などと告げられているうちに、10年くらい前にシステムアドミニストレータの通信講座を契約し、30万～40万円を一括で支払ったものの、1～2回レポートを提出しただけで止め、契約書などの資料もすでに廃棄した経緯を思い出した。Eは、Wがその時のことを言っているのは分かったが、全額支払いが済んでいるにもかかわらず、何故電話がかかってきたのか理解できなかった。Eは、同じ講座を勧められても、勉強するつもりは全くなかったので、「今後続けるつもりはありません。以前届いた商品は全部処分しましたので、そちらの手元にある教材も捨ててください。」と言った。すると、Wは、「捨てるわけにはいかないので買い取ってください。今なら53万8千円ですが、放っておくと高くなります。」「支払期限は〇月〇日迄です。それを過ぎると高くなります。」と告げた。「お金がないので払えない。」とEが断ると、Wは、「途中でやめるわけにはいかない。」と告げて勧誘を続けた。Eが、代金は全額支払っているのに、なぜまた払わなければいけないか尋ねると、Wは、「当初の契約書面に検定に受からなければいけないと書いてあり、押印もある。」と告げた。Eは、「証拠としてその時の契約書面を見せてください。」と言ったが、Wは、「契約書面は個人情報で見せられない。見たければ福岡まで来てください。責任を持って教材を買い取ってもらわなければ、実家や職場を調べて電話をかけます。」と脅すようなことを告げた。Eは、いくら言われても、続けて勉強するつもりもなければ、支払うお金もないので困惑し、どうすれば良いかWに尋ねた。するとWは、「通信講座を中止する手続きを取りますが、53万8千円は払っていただきます。」と告げた。Eは、講座を続けるにしても中止するにしても、同じ金額を支払わなければならないということがわかり不審に思ったが、職場に電話がかかってきても困るし、怖くなってきたこともあって、次第に仕方がないという気持ちになった。根負けし始めたEに対してWは、「すぐに全額払うのが無理なら、〇月〇日迄に13万8千円を振り込んでください。残りの40万円は待ちますが、〇月〇～〇日迄には振り込んでください。」と条件を提示した。Eはそれを了承し、中止手続きの書類を送ってもらうことで電話は終了した。後日Eへ書類が届いたが、中止の手続きを取る書類ではなく、「申請書」になっていた。おかしいと思ったEは、Wに電話をかけ、「この書類は新たな契約書ではないか。」と尋ねたところ、Wは、「そうではない。書類がこちらに届いたら修了書を送ります。」と告げ、さらに、〇月〇日迄に13万8千円を振り込むよう念を押した。Eは、もうかわりたくない思いと、怖かったこともあって、銀行から「申請書」に記載があった口座へ振り込んだ。お金を振り込んだことを後悔したEは、まだ「申請書」を返送していなかったため、何とかなるかも知れないと思い、消費者センターに相談した。

#### 【事例6】

平成21年3月、勧誘員Yは、消費者Fの自宅にヒューマンネット学院のMと偽名を名乗り電話をかけ、「以前、あなたが契約されていた会社の代理会社です。契約は、講習を受けに行って、教材を受け取って代金を支払うようになっています。講習の時の教材

代金の未払いがまだ残っているので、未払い金を支払ってください。代金は50万円くらいです。」と突然話し始めた。Fは、確かに9年くらい前に、「システム監査技術養成講座」の勉強をしていた時期があったが、教材代金などは、全額一括で支払っていたので、未払い金はないと思っていた。それに、9年前の契約のことを、何で今になって言われるのだろう、もし、未払い金があったのであれば、もっと早い時期に請求がきていたはずなのに、とも思った。しかし、既に契約書などもなく、契約内容を確認する資料などもなかったFは、この時は「何かおかしいな。」と思いながらも、仕方なく「本当に未払い金があるのならば支払いますよ。」などと答えた。するとYは、「分かりました。資料を送りますので記入して送ってください。」と告げ電話を切った。数日後Fの自宅宛に「申請書」等が送られてきた。Fが送られてきた「申請書」を確認すると、商品名が、「初級システムアドミニストレータ」という教材の新たな契約書となっていた。Fは、Yから、「以前契約していた教材の未払いがある。」と説明を受けていたので、その未払い金に関する書類だろうと思っていたが、実際は未払い金の請求ではなく、新たな教材の契約となっていた。Fは、Yから最初に受けた説明の内容と全く違い、また、教材名も以前契約していたものと違っていたため、やっぱり、おかしいと思い、消費生活センターに相談した。

#### 【事例7】

平成21年3月、勧誘員Yは、消費者Gの自宅にヒューマンネット学院のMと偽名を名乗り電話をかけ、「Gさんが以前契約した行政書士講座の添削の解答用紙がまだ提出されていませんので、九州の学院に通学して勉強をしてもらわなければなりません。」と話し始めた。Gは、10年程前、電話勧誘で行政書士の資格取得教材を購入したことがあり、代金は全額支払った。しかし、勉強はなかなか進まず、資格は取れないままであった。その後、数年おきに似たような勧誘の電話がかかるようになり、そんな中、平成19年頃、S学院と名乗るところから電話勧誘があり、今後、勧誘の電話がかかなくなるという説明を受けて、S学院と契約をし、修了証書も送られてきた。にもかかわらず、またこのような電話があるなんておかしいと思ったが、確かに以前行政書士通信講座を受けたことがあり、添削指導の解答用紙を殆ど送っていなかったもので、どうにかしなくてはいけないのかなと思った。しかし、九州まで行って勉強することはとても無理だと思ったので、曖昧な返事をしていたところ、Yは、「それでは、それに代わるものとして教材を買ってもらえませんか。代金は、54万6千円です。」と告げた。Gは仕方なく承諾したが、以前契約した資格取得教材の支払いもまだ終わっておらず、加えての支払いは困難な状況だったため、代金の支払いについて、「そんな大金はとても払えない。」と言うと、Yは、分割で払うことを提案し、「今から一週間以内に1万6千円を払い、その後、分割で毎月1万円ずつ払ってください。」と告げた。数日後、G宅へ書類が送られてきた。Gは、その書類に名前、住所、勤務先などを記入して返送した。Gは、経済的に非常に苦しく、Yに提示された1万6千円を支払うことができず、しばらく放置していたところYは、Gに何度か催促の電話をかけ、「取りあえず、いくらでもいいから払ってほしい。」と告げた。Gは、やっとの事で6千円を振り込んだ。しかし、それ以降はどうしてもお金の工面がつかず、残りの1万円を振り込まないでいると、YはGの職場に度々催促の電話をかけ、残りのお金を振り込むよう執拗に告げた。このことが勤め先の社

長に知れてしまい、会社を辞めることになったら大変なことになると思い、消費生活センターに相談した。

#### 【事例 8】

平成21年7月、勧誘員Zは、消費者Hの職場にヒューマンネット学院のNと偽名を名乗り電話をかけ、「Hさんは、平成6年から平成13年〇月まで、教材をU社から購入されていますが、U社はあくまでもヒューマンネット学院の代理店です。」と言って話し始めた。そして、「教材はU社から購入して支払いも終わっていますが、その後の学習についての教材の購入、講習会の出席、レポート等を提出して試験を受けて資格を取るといった分野を当社が引き継いでいます。この間、Hさんは何もしていませんので、教材費が54万6千円かかっています。この分は、当初の契約に入っているもので、中止するには、54万6千円を払うしか方法はありません。」「詳しいことは管理部のM（勧誘員Y）とかわります。」と告げ、代わって電話に出たYは、「54万6千円を支払えば、今後全て終了となり、名簿も抹消されます。」と告げた。Hが、自宅にあるU社の契約書を確認して検討すると言おうと、Yは、「検討はできません。今この時点で中止するか、継続するのどちらかに決めてください。」などと迫るように告げた。検討できないような契約はないと思ったHは、「契約しない。」と断って、一方的に電話を切った。その後すぐに、YはHの職場に電話をかけ、Hの職場の者が「今席にいない。」などと言ったのに対し、「上司を出せ。そこの代表者は誰か。」などと告げたため、Hは、職場に迷惑がかかると思い、仕方なく電話に出た。そして、とりあえずこの場を逃れるため、「書類を自宅に送って。」と言った。2日後書類が送られてきたが、U社の契約を中止するものではなく、行政書士教材の新たな契約書となっていた。Hは、これまで何度も同じような勧誘を受けて高額な代金を支払っていたため、今後のことも考えて、消費生活センターに相談をし、クーリング・オフのハガキを出した。翌日、YがHの職場に電話をかけてきたとき、Hがクーリング・オフしたことを伝えると、Yは「それなら契約が継続するので、今後書類を送る」と告げた。Hは、「それなら、今後一切契約するつもりはないし、書類もいらない。」と強く断ったが、Yは、「書類は、職場でも家でも送ります。」「拒否できるなら、そうしたらいい。」などと告げ、なかなか電話を切ろうとしなかった。この時昼休み中であつたが、このままでは職場に迷惑がかかると思ったHが、業務中なので電話を切ると言ったところ、Yが、「業務のはずないだろ、頭がおかしいのではないか。」などと告げたため、Hは腹が立って、「昼休みでも業務中に変わりはない。」と言い、一方的に電話を切った。